

結城市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 結城市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 2 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 10 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成6年6月(大戦防・武井南地区) (※25年経過)	法 適 (全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適 (令和6年度地方公営企業会計適用予 定)
処理区域内人口密度	大戦防・武井南地区36人/ha 矢畑地区24人/ha 江川南地区24人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	3処理区(大戦防・武井南地区, 矢畑地区, 江川南地区)		
処 理 場 数	3処理場 ○大戦防・武井南地区農業集落排水処理施設(平成6年度供用開始) ○矢畑地区農業集落排水処理施設(平成18年度供用開始)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	令和4年度公表予定の「茨城県広域化・共同化計画」の策定に向けて, 平成30年度より検討に着手している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

施設の使用料は、世帯割及び人数割とする。	
一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	毎年度4月1日現在の住民基本台帳に記録されている人数に基づき賦課し、年の途中で変更等があった場合には、使用開始または変更時の人数としている。
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	事業所等の人数算定については「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準」を準用した換算により賦課している。
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一敷地内における建築物が併用住宅等の複合用途となる場合は、上記「一般家庭用使用料体系」及び「業務用使用料体系」にて算定した人員の合算による。

条例上の使用料 ※過去3年度分を記載		世帯割	人数割	実質的な使用料 ※過去3年度分を記載		世帯割	人数割
		平成28年度	3,024円			648円/人	平成28年度
平成29年度	3,024円	648円/人	平成29年度	3,024円	540円/人		
平成30年度	3,024円	648円/人	平成30年度	3,024円	540円/人		

③ 組織

職 員 数	5名
事業運営組織	配置内訳：課長，課長補佐，主務係長，係員（事務担当1名，施設担当1名） ※令和元年度まで産業経済部耕地課が所管しており，事業効率化の一環として，令和2年度より都市建設部下水道課の所管とする。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	各処理施設及び中継ポンプの維持管理業務を民間委託している。また今後，料金徴収に関する業務について民間委託を検討する。
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

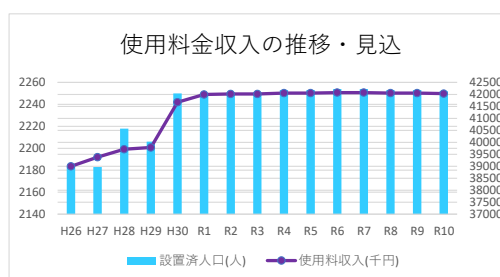
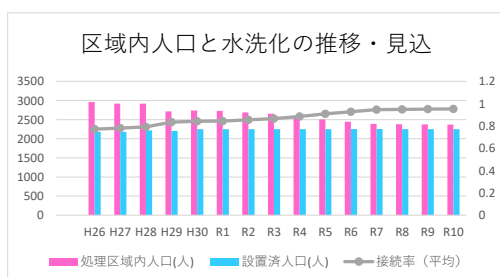
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経費回収率の過去5年間の平均が約92.5%である。
過去5年間の推移や平均を類似団体と比較して，企業債残高対事業規模比率・污水处理原価は低く，経費回収率・施設利用率は高い傾向があることとおおむね健全な傾向にあると言えるが，接続率(水洗化率)が低く，また本来使用料で回収すべき経費を一般会計繰入金等の使用料以外の収入により賄っていることから接続率を上げ，適正な料金体系を確立し，経営の健全化を図る必要がある。

2. 経営の基本方針

- 各種計画との整合
茨城県生活排水ベストプラン等各種計画に基づき，適切な整備，維持管理を行う。
- 適切な維持管理
施設の老朽化に伴う修繕箇所が増加が予測される。機能診断やストックマネジメント計画により，計画的に維持修繕することで費用の平準化や長寿命化を図り，継続的・持続的な事業運営に努めていく。
- 接続率の向上と新規加入者の受入れ
区域内の未接続者に対する戸別訪問の実施により，接続率の向上を図るとともに，施設の処理能力の範囲において新規加入(公共樹の新設)を認め，使用者の増を図る。
- 使用料の適正化
接続率及び使用者の増により収入の確保を見込むが，将来区域内人口の減少に伴う料金収入の減少や，施設の老朽化等に伴う維持修繕費用の増が見込まれることから，安定的な経営に向けて料金体系の見直しを検討する。



3. 投資・財政計画（収支計画）

（1 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- 平成6年に供用開始した大戦防・武井南地区において、平成26年度から29年度にかけて、処理施設等の機能強化事業として建設工事費に対する投資を行っている。
将来、他地区においてもストックマネジメント計画を立て、機能診断等を踏まえ、改修等、必要な投資を行う。
- 将来適用を見込む公営企業会計化に向けて、基本方針の策定・固定資産調査・関連条例改正等、移行事務に係る費用を投資する。

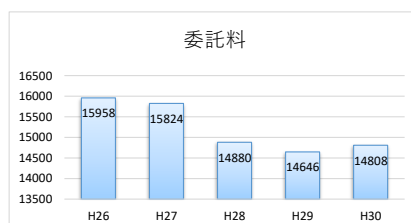
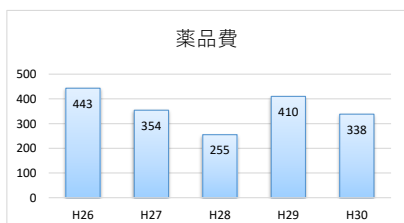
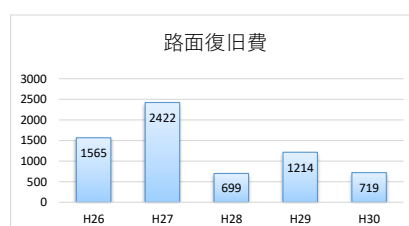
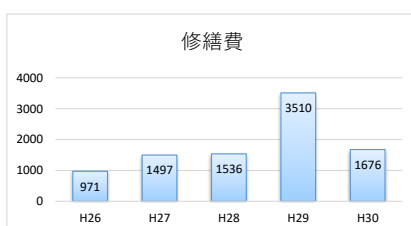
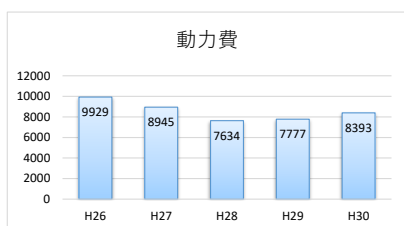
② 収支計画のうち財源についての説明

- 収益的収入については、営業収益である料金収入と営業外収益である一般会計からの繰入金で賄っている。
未接続者に対する戸別訪問を実施し接続率の向上を図ることにより、収入増を見込む。しかしながら地区内は高齢化や人口減少が進みつつあり、接続率向上が止まると料金収入の減少に転じることが考えられることを踏まえ、適正な料金体系の確立を図っていく。
- 資本的収入については、国・県補助金、地方債の借入、他会計繰入金、受益者分担金による。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

供用開始中の農業集落排水処理施設3箇所の排水施設維持管理業務委託費や、汚泥処理委託、光熱水費は経常的に必要とされ、老朽化によるポンプ施設や処理場の修繕費が年々増加していくことが見込まれる。ストックマネジメントによる修繕計画を作成して予算の平準化を図る。

- 民間の活力の活用に関する事項：使用料徴収業務に関する委託を検討する。
- 動力費：過去5年間（H26～H30）の平均で、毎年8,500千円強の支出を要している。
- 修繕費：過去5年間（H26～H30）の平均で、毎年1,800千円強の支出を要している。
- 路面復旧費：過去5年間（H26～H30）の平均で、毎年1,300千円強の支出を要している。
- 薬品費：過去5年間（H26～H30）の平均で、毎年360千円強の支出を要している。
- 委託費：過去5年間（H26～H30）の平均で、毎年15,200千円強の支出を要している。



(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	茨城県広域化・共同化計画策定に参画し検討した結果、矢畑処理区の公共下水道への統合を視野に入れる。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画を立て、計画的な維持管理・改築修繕を実施し、投資の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	無（今後の情勢に沿って、適宜検討）
その他の取組	無

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	将来、区域内使用者の減少に伴い料金収入も減少することが見込まれる。安定的な経営を図るため、料金体系の見直しを検討する。
資産活用による収入増加の取組について	無
その他の取組	無

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	無
職員給与費に関する事項	現在直営で行っている業務について民間委託を図ることにより、職員給与費の減が見込まれる。
動力費に関する事項	光熱水費のうち電気料について、より有利な電力会社との契約を適宜見直していく。
薬品費に関する事項	無
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画による施設更新で維持修繕費の平準化を図る。
委託費に関する事項	業務の効率化や合理化を図るため、使用料徴収等の民間委託を検討する。
その他の取組	業務の効率化を目指し、台帳のシステム化等を図る。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	現在、本市の集落排水事業は法非適用事業として運営している。今回策定する経営戦略の計画期間中に公営企業会計へ移行するが、このように新たな、また大きな事業計画が生じる際には、適宜、経営戦略の見直し検討を図っていく。
---------------------	---